

弁護士による討論会

憲法を変える 必要があるのか

— 9条と緊急事態条項を中心に —

2016年

11/26 (土)

13:30 受付開始

14:00 スタート

17:00 終了予定

福岡県弁護士会筑後部会にて

予約不要 入場無料 先着 70名

今回の市民のための憲法講座では、第9回以来となりますディベート（討論会）形式で開催致します。福岡県弁護士会筑後部会所属の弁護士が改憲派と護憲派に分かれ、憲法9条と緊急事態条項を中心に、分かりやすく、熱い議論を戦わせます。また、コメンテーターとして、徳永達哉准教授（熊本大学大学院法曹養成研究科准教授）をお招きし、ディベート（討論）の講評・解説をしていただきます。徳永達哉准教授は、「市民のための憲法講座」には今回で3回目のご登場です。毎回分かりやすい解説でご来場の皆様から大変な好評を博しています。

市民の皆様もぜひ一緒に考えてみませんか…？



〈コメンテーター〉

熊本大学大学院

法曹養成研究科准教授

徳永達哉 氏

TOKUNAGA Tatsuya

■主催・問合せ先■

福岡県弁護士会筑後部会（久留米市篠山町 11-5） ☎0942-32-2638 <http://fbenchikugo.jp/>